

総合研究

教育と法

教育と法
研究会

第63回 生徒の自殺と学校関係者に対する名誉毀損

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校で事故・事件が発生した場合、報道を含めた多くの見解が、当該学校における問題点の指摘や、学校関係者の責任追及へと向かう傾向があることは、ある程度予測されるところである。しかしながら、そのような問題点の指摘や責任追及が、学校関係者の名誉を毀損するような態様で行われた場合には、学校関係者の側が相手方に対して、損害賠償や謝罪広告等を求める権利があることも、法律上明らかである。本稿では、生徒の自殺に関して、当該生徒の保護者と代理人弁護士とが、記者会見を開いて学校

関係者を殺人罪で告訴したことを公表したことが、名誉毀損を構成すると判断された、長野地裁上田支部平成23年1月14日判決・平成21年(ワ)140号事件を取り上げ、学校関係者が事態の解決のために法律上認められ得る手段の必要性と相当性について考えてみる。

1 事実関係

原告Xは、A県立B高校の校長である。B高校は、運動関係で県下有数の強豪校であり、全

国大会でも相当の成績を収めていた。

生徒Cは、平成17年4月、B高校に入学し、バレーボール部に入部したが、同年9月頃より不登校となり、同年12月上旬、自宅で自殺した。Cの母親であった被告Y1は、Cの不登校がB高校の生徒を含む学校関係者のいじめによるものであると強く主張しており、Cが自殺する直前まで、バレーボール部関係者、学校関係者、教育委員会等に対して、調査、謝罪等を繰り返し求め、前記関係者ほか、Y1を支援する県議をも含め、数次にわたる話し合いが行われていた。Xは、校長としてこの話し合いに対応し、このままではCの進級が懸念され、Cの登校を願っている旨の文書等を、Y1に交付した。

Xは、Cが自殺したことに關して開かれた記者会見の席上、不登校および自殺の原因について、いじめ等はなかったと認識していること、および、Cは不登校となる前に複数回家出をしており、その原因はY1およびCの家庭内での問題にあることを、報道関係者に対して述べた。

本件被告Y2は、業務経験30年を越える人権

活動等で著名な弁護士であり、Xの前記記者会
 見の報道に接したことから、Y1に対して、Y1を
 支援し、訴訟代理人となることを申し出た。そ
 して、Y1は、Y2を訴訟代理人として、A県、
 B高校バレーボール部関係者ら十数名、および
 Xを相手取り、損害賠償総計1億円余を求め
 訴訟（長野地裁平成18年（ワ）82号ほか。以下、
 「前訴」という）を提起した。これに対して、B
 高校バレーボール部関係者らは、Y1の理由の
 ない非難攻撃によって平穏な生活を害されたと
 して、Y1に対して損害賠償を求める訴えを別
 に提起し、この訴えは前訴に併合審理された。
 前訴の第一審は、バレーボール部の上級生の一
 人がCの頭をハンガーで殴打したことに對して
 損害賠償1万円を認容し、それ以外のY1の請
 求を全て棄却し、バレーボール部関係者からの
 訴えについては、1人当たり5万円ないし50
 000円の損害賠償を支払うようにY1に命じた
 （長野地裁平成21年3月6日判決）。Y1は、こ
 の第一審判決に対して控訴したが、後に控訴を
 取り下げたため、第一審の判断が確定した（東
 京高裁平成21年（ネ）1802号ほか）。

Y1およびY2は、前訴の提起とは別に、C
 がうつ病に罹患していたにもかかわらず登校を
 強要したことが、未必の故意（発生する可能性
 のある結果を予測および容認していることを意
 味し、故意と同様に扱われる）による殺人に当
 たる、等と主張して、Xを殺人罪で刑事告訴し
 た。この際、Y1およびY2は、記者会見を開
 いて告訴状を報道関係者に公開したため、この
 ことを新聞各紙が報道した。告訴を受けた検察
 は、数回にわたってXに事情聴取をした後、殺
 人罪に関しては罪とならないとの判断で不起訴
 としたが、この間、Xは、同窓会やPTAの会
 合等で説明を求められたり、多数の抗議非難の
 電話を受けたり、親族の結婚に際して先方から
 状況の説明を求められたりした。
 また、Y1は、Y2と相談のうえで、Cの自
 殺に関する一連の状況についてブログを作成公
 表していた。この本件ブログには、前記の告訴
 状も掲載され、誰でも閲覧可能な状態に置かれ
 ていた。また、本件ブログでは、前訴に関する
 第一審判決の内容、およびこれに対する極めて
 批判的な見解が掲載されていた。

本件は、以上の経緯の下で、XがY1および
 Y2に対し、Y1およびY2がXを刑事告訴し
 て記者会見を開き告訴状を公開したこと、およ
 び、本件ブログに告訴状を掲載したことは、X
 の名誉を毀損すると主張して、損害賠償600
 万円、および、D新聞紙上と本件ブログ上に
 謝罪広告を掲載するよう求めたものである。

2 裁判所の判断……………

**損害賠償一部認容（165万円）、謝罪広告一
 部認容（新聞紙上のみ）。**

「本件告訴のうち、殺人罪に係る事実経過に
 ついて、①Xにおいて、Cがすぐにでも自殺す
 るような精神状態にあったと認識し、かつ、自
 殺を予見することは極めて困難であったこと、
 ②Xには、Cを殺害する動機など存在しなかつ
 たこと、③本件各通知書面等は、XないしB高
 校関係者らが、Cの進級の可否を心配し、その
 善後策を検討する趣旨で送付したものと認めら
 れること、④12月3日の話し合いは、Xが部下に
 命じて実施されたものではない上、Y1も、C

が本件高校に登校することには賛成していたこととの各事情が認められる。」したがって、「Xが、本件告訴状記載の方法によって、Cを殺害したなどとは到底推認することはできない。かえって、Xは、Cが早期にB高校に登校するようになり、穏便に問題が解決することを真に願っていたものと容易に推認することができ、Y1もこれに応じて、双方ともCの元気な本件高校への復帰を願っていた。そうすると、本件告訴のうち殺人罪に係る告訴は、事実と反する内容であった」というべきである。

Y1らは、「12月3日の話合いの状況を録音したテープの内容を本件告訴の前に予め精査していないほか、Y1らにおいて、Xないし教育委員会等に対し、Xによる記者会見での摘示事実の根拠について問い合わせるなどの調査を行ったと認めるに足りる証拠もない。これらの事情によれば、Y1らは、本件告訴等に係る各摘示事実が真実であるかについて、基本的な調査ないし検討さえ尽くしていないものといわざるを得」ず、「本件告訴等に係る各摘示事実が、いずれも真実であるとか、Y1らにおいてこれを

真実と信すべき相当の理由があったものといえないことは明らかである。

「Y1らが捜査機関の捜査を求めるのであれば、本件告訴だけをすれば足りるところ、Y1らは、それ以上に、Y1らによる本件記者会見によって、マスコミに対し、校長であるXが生徒を自殺に追い込んで殺害したなどという告訴内容を説明し、それを記事にすることを容認していたし、さらに、本件ブログでも、本件告訴の内容をインターネット上でも公開している。Y1らがこれらの手段を取ったことにより、違法な本件告訴内容は、不特定多数の者に広く知れるところとなった。その結果、Xは、本件告訴によって捜査機関から捜査を受けるなどの煩雑さ以上に、本件告訴内容が知れ渡ることによって多大な精神的損害を受けるに至っているのである。そして、新聞報道等を受ける者及び本件ブログの読者が不特定多数にのぼることからすれば、……本件告訴に対する不起訴処分、その新聞報道、長野地裁における民事訴訟事件での勝訴判決、その新聞報道、係る判決の本件ブログでの掲載といった、Xの名誉等を回復する

事後的な事情があったとしても、それだけで、Xが失った名誉等が回復しきれるものではない。そして、その回復の措置としては、Y1らに対して主文掲記の各謝罪広告の掲載を命じる必要がある。」なお、Xは、本件ブログにも謝罪広告を掲載するよう請求するが、D新聞は、A県内において広く購読されている新聞であるから、これに謝罪広告を掲載すれば、Xが失った名誉等の回復の措置としては十分というべきであり、本件ブログに謝罪広告を掲載するまでの必要性は認められない。」

3 問題点の考察……………

本件は、生徒の自殺に関して保護者とその代理人弁護士が学校関係者の名誉を毀損したと認定され、損害賠償のみならず、謝罪広告の掲載まで認容された事案である。周知の通り、学校に関する紛争は、極力関係者間における話し合いによる解決が試みられてきたわけであるが、その中で、学校関係者が保護者等を相手として、訴訟による解決を求めたことを、どのよう

に評価すべきかが問題となる。

本件事案を見れば明らか通り、XがY1らを告訴するに到った原因は、Y1らがやや賛同し難い理由でXを殺人罪で告訴したのみならず、この告訴状を記者会見を開いて報道関係者に公表し、Xに対して社会的な圧迫を加えようとしたことにある。当事者が証拠の収集を含めた全ての訴訟活動を自身の費用で行わなければならない民事事件と異なり、刑事事件の場合には、公的機関である警察や検察が強制力を持って捜査を行うため、犯罪の証拠等が確保される可能性が高くなり、併せて相手方に対する心理的圧迫を加える効果がある。このため、学校関係でのトラブルにおいても、学校関係者が暴行、傷害、強制わいせつ等を理由に刑事告訴されることは、実はそれほど珍しくなく、結果としてこれらの告訴はほとんど全てが不起訴となり、学校関係者が不当性を感じつつも、相手方を名誉毀損で告訴するまでには到らないのが、実情であると思われる。今回は、Xに対する告訴が殺人罪という衝撃的な内容であるにもかかわらず、事前の調査が極めて不十分であったこと

と、および、Y1らが記者会見を開いて報道関係者に告訴状を公開し、当該事実が報道されることよって、人の家族を含む私的生活にまで被害が及んだことから、Xが我慢の限界に達したものと考えられる。

もつとも、Xが前訴に併合して本件訴えを提起したわけではなく、前訴が争われた地裁本庁から離れた地元の支部で別に訴訟を起こしたことからすれば、Xとしては、本件を学校で生じた事件の解決とは切り離し、Y1およびY2の責任を個人として追及しようとしたことが推測される。また、裁判所を典型とする法律の専門家は、公平であろうとすればするほど、両当事者の主張を等分に聞こうとする対応に徹することが通常であるから、暴行、傷害、強制わいせつといった事実関係が紛れやすい事案に関しては、真偽不明として曖昧な結論が下される可能性も、相当程度高いと考えなければならぬ。従って、全ての刑事告訴に対して学校関係者が相手方を名誉毀損で提訴することは、事態をさらに複雑化させ、肝心の目的である学校関係者の名誉回復につながらない可能性があることを

も、慎重に考慮する必要がある。

学校の目指している教育上の目的と、法律上の紛争解決とが往々にして一致しないことは、本稿を含めた当連載において種々指摘していることではあるが、近年においては、法律上の手段に踏み切らなければならない事態が、徐々に生じている可能性があるようである。どの時点でかかる対処の転換を判断すべきかについては、理論的にも実務的にも画一的な基準は存在しないが、生命や身体に危険が生じている場合のほか、本件のように、「人」としての尊厳が傷つけられた場合にも、断固たる態度をとることが、関係者全体の利益のために必要かつ有益であり、その状況は、学校関係者の名誉の回復においても、異なるものと思われる。

本判決に対してY1は控訴せず、一方Y2は最高裁まで争ったが、控訴審、上告審は共に本判決の判断を支持し（東京高裁平成23年12月14日判決・平成23年（ネ）1671号、最高裁平成25年10月3日決定・平成24年（オ）724号・平成24年（受）872号）、本件の判断は確定した。